特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第37号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（工事の着手の届出）

第３条　法第30条の許可（法第37条第１項の規定による許可を含む。次条において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第４条　法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が規則で定める工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了する日の３日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

（雨水貯留浸透施設の標識の設置）

第５条　法第38条第３項の規定による雨水貯留浸透施設の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

（保全調整池の標識の設置）

第６条　法第45条第１項の規定による保全調整池の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

（貯留機能保全区域の標識の設置）

第７条　法第54条第１項の規定による貯留機能保全区域の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。